

訪問看護重要事項説明書（介護保険）

1. 事業者概要

事業者名称	公立豊岡病院組合立豊岡病院日高クリニック
院長	小松 素明
事業者所在地	兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
電話番号	0 7 9 6 - 4 2 - 1 6 1 1
F A X 番号	0 7 9 6 - 4 2 - 2 3 4 4

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションひだか
事業所所在地	兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
電話番号	0 7 9 6 - 4 2 - 5 0 1 1
F A X 番号	0 7 9 6 - 3 4 - 8 0 6 6
管理者	津禰鹿 篤子
指定事業所番号	2 8 6 4 4 9 0 1 2 9
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日
サテライト事業所名称	とよおかサテライト
サテライト事業所所在地	兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地(公立豊岡病院敷地内)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上を目指します。
- ③指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- ④事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制（令和6年4月1日現在）

管理者兼看護師	常勤	1名
看護師	常勤	8名
看護師	非常勤	1名
理学療法士		1名
事務職員		1名

*訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合は看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで ただし 土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) は緊急時連絡体制での対応になります。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで

*緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者に対しては、24時間体制にて電話での相談および緊急訪問をします。

6. 営業地域

豊岡市

7. サービスの内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導および社会資源の提供
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 精神患者の看護
- (11) その他医師の指示による医療処置

8. 利用料金

介護保険の訪問看護サービスを利用する場合は介護保険負担割合での請求となります。ただし、介護保険の支給限度基準額を超えたサービスの利用については全額自己負担となります。

契約時や更新時等に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を確認します。（事業所控えのため、コピーまたは写真をとります。）

基本料金

	提供時間	訪問看護	介護予防
看護師	20分未満（週1回以上20分以上の訪問看護を提供している場合）	1回につき 3,140円	1回につき 3,030円
	30分未満	1回につき 4,710円	1回につき 4,510円
	30分以上1時間未満	1回につき 8,230円	1回につき 7,940円
	1時間以上1時間30分未満	1回につき 11,280円	1回につき 10,900円
理学療法士 作業療法士	1日 20分（1回）	2,940円	2,840円
	1日 40分（2回）	5,880円	5,680円
	1日 60分（3回）	円	

加算料金 <支給限度額の対象内>

加算名称	内容	利用料金
初回加算	（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合。 （Ⅱ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に看護師が初回の訪問看護を行った場合。	初回月 （Ⅰ）3,500円 （Ⅱ）3,000円
退院時共同指導加算	病院・診療所・老人保健施設等の入院・入院中の方に対して主治医等と連携し在宅生活における指導・文書提供した場合。1回算定（特別な管理を必要とする方は2回可）（ただし、初回加算を算定する場合は算定しません）	連携した月 1回につき 6,000円

看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者の方への、訪問看護体制を強化している場合。	1月につき (Ⅰ) 5,500円 (Ⅱ) 2,000円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者の方について、1時間30分以上の訪問看護を提供した場合。 1日に2回以上の訪問看護を提供した場合で、2時間以内の間隔の場合は、訪問時間を合算し、長時間加算を算定する場合があります。 (ただし、同職種の場合に限る)	1回につき 3,000円
早朝・夜間加算	早朝訪問(6時～8時)および、夜間訪問(18時～22時)の場合。ただし、緊急訪問の場合は加算しませんが、特別管理加算を算定している方で、一か月以内の2回目以降の緊急訪問には加算します。	1回につき 所定単位の 25%
深夜加算	深夜訪問(22時～6時)の場合。 ただし、緊急訪問の場合は加算しませんが、特別管理加算を算定している方で、一か月以内の2回目以降の緊急訪問には加算します。	1回につき 所定単位の 50%
看護・介護職員連携強化加算	当事業所の看護師が指定訪問介護事業所と連携し、特定行為業務(痰の吸引等)を円滑に行うための支援を行った場合。	1月につき 2,500円
複数名訪問看護加算 (Ⅰ)	①利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ①②とそれに準ずると認められ、利用者や家族等の同意を得て同時に複数の看護師等により訪問した場合。	1回につき 30分未満 2,540円 30分以上 4,020円
複数名訪問看護加算 (Ⅱ)	上記①②とそれに準ずると認められ、利用者や家族等の同意を得て同時に複数の看護師等と看護補助者が同時に訪問した場合。	1回につき 30分未満 2,010円 30分以上 3,170円

加算料金 <支給限度額の対象外>

加算名称	内容	利用料金
サービス提供体制強化加算	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合。(当事業所は該当します。)	1回につき 60円
緊急時訪問看護加算	同意を得た利用者に対して、看護に対するご相談を24時間お受けするサービスです。相談の有無にかかわらず負担金が必要です。電話相談により、必要に応じて訪問させていただきます。この場合の所要時間に相当する費用の負担が必要となります。	1月につき 6,000円
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている場合や、留置カテーテル等を使用している場合。	1月につき 5,000円
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている場合や、真皮を超える褥瘡の状態等がある場合。	1月につき 2,500円
ターミナルケア加算	死亡日および死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを提供した場合。	死亡月のみ 25,000円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、サービスを行った場合。	1回につき 所定単位の 5%

その他の料金(保険対象外 全額負担分)

(税込)

ご遺体ケア料	ご遺体をケアさせていただいた場合。	11,000円
医療費証明書料		1,650円
交通費	無料	
キャンセル料	無料	

9. 相談窓口

窓口名称	ご利用時間	電話番号
訪問看護ステーションひだか 相談責任者 津禰鹿 篤子	平日午前8時30分～ 午後5時まで	(0796) 42-5011
公立豊岡病院日高クリニック 相談責任者 山下 隆史	平日午前8時30分～ 午後5時まで	(0796) 42-1611
豊岡市 高年介護課	平日午前8時30分～ 午後5時15分まで	(0796) 24-2401
兵庫県国民健康保険 団体連合会	平日午前8時30分～ 午後5時まで	(078) 332-5617

10. 記録の保管

事業所は、訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了後5年間保管します。事業所は、公立豊岡病院組合の申請手続きに準じ、利用者からの希望があれば、利用者に関する記録の閲覧および写しの交付が可能です。

11. 秘密の保持

事業所は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。利用者およびその家族の個人情報について、サービス担当者会議ならびに主治医（かかりつけ医）との連絡において、必要最小限の範囲で使用します。事業所およびその職員は、退職後も在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

12. 損害賠償

訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族および居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

当事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、事業者は利用者とその損害を賠償します。

13. 緊急時の対応

利用者の主治医（かかりつけ医）、または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。

主治医	病院名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
利用者の 緊急時連絡先①	氏名	続柄()
	住所	
	電話番号	
利用者の 緊急時連絡先②	氏名	続柄()
	住所	
	電話番号	

訪問看護サービスの提供に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日 時 分
場所：（自宅・事業所・その他 ）

<事業者>

契約者

公立豊岡病院組合立豊岡病院日高クリニック
兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
院長 小松 素明 印

サービス提供者

訪問看護ステーションひだか
兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
管理者 津禰鹿 篤子 印

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、訪問看護サービスの提供を開始することに同意しました。

年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者が署名できないため、私が代わって署名をします。

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ ）